

TAX NEWS LETTER

2025
1

TOPICS

1. 結局どうなった？電子取引データの保存方法
2. ECサイトの電子取引データ保存
3. 税務カレンダー（2025年2月の税務）

結局どうなった？電子取引データの保存方法

◆大騒ぎした電子帳簿保存法

令和6年1月より電子帳簿保存法の電子取引データの保存は、保存要件に従って行うことが義務付けられました。ただし、令和5年までに措置された「宥恕措置」に代わり、令和6年からも「猶予措置」が用意されており、なし崩し的に緩やかなルールに落ち着いたという印象です。

それでは実際に、個人事業者・法人が「最低限何をやらなければならないのか」について再確認していきましょう。

◆「最低限」の前に、「求められていること」

電子取引データのデータ保存には、大きく2つのことが求められています。それは「可視性の確保」と「真実性の確保」です。

「可視性の確保」とは、モニタや操作説明書の備付け、検索要件の充足で、「真実性の確保」とは、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規定の制定と遵守です。要するに、取引データをPCで検索できるようにしておくのと、(システム等の利用がない特定の環境下の場合は)データの訂正や削除をする際の規定を作つておきなさい、ということです。

ただし、検索要件については、前々年（前々事業年度）の売上高が5,000万円以下か、電子取引データをプリントアウトして日付や取引先などで整理しており、電子取引データの「ダウンロードの

求め」に応じることができるようにしていれば不要です。

◆最低限必要なのは「できない理由」？

電子取引データの保存の要件を満たせない場合でも「猶予措置」が設けられていて、その要件は「ルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所属税務署長が相当の理由があると認める場合」と「税務調査等の際に、電子取引データのダウンロードの求めか、電子取引データを印刷したものの提示や提出の求めに応じができるようしている場合」を満たしていることです。ちなみに「相当の理由」について事前申請等は不要です。

つまり、「人手不足」「資金不足」「システム整備が間に合わない」等のできない理由の準備と、電子取引データを消さないように保存しておけば、現状では最低限、電子取引データの保存については大丈夫ということになります。

ただ、経理のICT化・DX化は生産性向上にも繋がります。電子帳簿保存についても、自社のタイミングでルール策定やシステム改修をご検討ください。



ECサイトの電子取引データ保存

引き続き、電子取引データの保存について確認していきましょう。

◆ ECサイトで物品を購入した場合

ECサイトでの取引記録は電子取引データとして保存が求められます。ECサイトの取引記録はダウンロードまたはPDFにて保存しますが、ECサイトで領収書等の取引データを随時確認できる場合は、必ずしもダウンロードして保存する必要はありません。

この場合、ECサイトで電子取引データの保存要件である「真実性の確保」と「検索機能の確保」の要件を満たす必要があります。なお、前ページで確認してきた通り、「検索機能の確保」については、基準期間（取引の行われた年の前々年、前々事業年度）の売上高が5,000万円以下の事業者、または電子取引の記録を書面で出力し、取引年月日その他の日付、取引金額、取引先ごとに整理して提示・提出できるようにしている事業者が、税務職員の求めに応じて当該取引データをダウンロードできるようにしている場合は、検索要件を満たしているものとして取り扱われます。

◆ クレジットカードで購入した場合

ECサイトで購入した物品の支払をクレジット

カードで行う場合、カード会社の利用明細も電子取引に該当し、電子取引データとしての保存が必要になります。この場合も、利用明細をカード会社のサイトで随時確認できればダウンロードの必要はありません。

◆ インターネットバンクの利用記録の保存

ECサイトで購入した物品の支払代金をインターネットバンキングを利用して振込、またはクレジットカードで引落した場合も、EDI取引として電子取引データの保存が必要になります。この場合も、オンライン上の通帳や出入金明細等で利用記録を確認できればダウンロードの必要はありません。

◆ WEBサイトの保存期間に注意！

税法上の領収書等の保存期間は、青色申告で原則7年、白色申告で5年ですが、これらの期間、WEBサイトで取引データが保存されないことがあります。こういった事態を避けるため、出来る限り、確認できるようになった段階で随時保存するように心掛けましょう。

2025年2月の税務

2月10日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月28日

- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税> (半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告 (10月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>

○前年分贈与税の申告（申告期間：2月3日から3月17日まで）

○前年分所得税の確定申告（申告期間：2月17日から3月17日まで）

○固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付（2月中において市町村の条例で定める日）



Website



Instagram

本年もよろしくお願ひいたします。

次回のご面談は、月 日（ ）時の予定です。
ご準備のほどよろしくお願ひいたします。